

沖電気子会社に是正指導

派遣社員に長期契約外業務

群馬労働局



沖データ高崎事業所の入るビル=高崎市で

沖電気工業(東京)の子会社で、プリンターを製造する沖データ(同)の高崎事業所(高崎市双葉町)が、派遣社員を契約外の業務内容で、違法な期間働くさせたなどとして、群馬労働局が労働者派遣違反を認定し、同社には正指導したこと。が二十九日、明らかになつた。派遣労働者の問題をめぐり、大手企業グループへの是正指導が県内で表面化するのは珍しい。

関係者によると、男性で三十代の派遣社員は二〇〇三年、三ヶ月定期間に一割を超えた

派遣社員に長期間契約外業務を務められていた。

ところが、派遣社員はプロジェクト二つのリーダーの一人などとして、○八、一〇年ごろ、多数の従業員に業務を教育。約八年五カ月勤めたが、昨年九月に契約を解除された。

同法によると、当初の契約内容では派遣期間に制限はない。しかし、教育など単純な事務を逸脱した業務が一

月、群馬労働局に調査を申告。労働局は同年九月に沖データの高崎事業所に立ち入り調査し、その後も担当者を事情

を受け、国会は労働

のこの契約で派遣を開始。仕事内容は「ソフトウエア開発」など二業務に関する単純な事務作業に限られていた。

ところが、派遣社員は派遣社員は教育業務が九割を超えた時期もあった。派遣社員は教育業務が九割を超えた時期もあった。

沖データは派遣社員の就業状況などを記録する「派遣先管理台帳」についても是正指導され、派遣元企業にも指導があつたといふ。

沖電気工業の広報部は「指導に従つて、適正に対処する。指導を

真摯に受け止め、労働局のご指導の下で再発防止に努めたい。この組合と団体交渉中のたまにコメンタリでない」と語った。

沖データの調査を申請した派遣社員は「自分の場合には、みなし雇用制度が導入されていなければ救われる可能性が高かつた。制度を早く導入し、適用条件も労働者側に柔軟にしてほしい」と求める。さらに「是正指導までの期間を通じ、派遣法がいかに企業側に有利で、違反しても立証が難しく、派遣労働者を守つてくれないかが分かった」と実感を込めた。

（菅原洋）

当初より後退

「派遣切り」などの議してきただが、内容は

派遣労働者の立場からみて、派遣労働者をめぐる問題を受け、国会は労働

者派遣法の改正案を審議してきただが、内容は

修正案は、当初盛り込んだいた製造業派遣

と、仕事があるときのみに雇用契約する登録型派遣の原則禁止規定をともに削除。違法な派遣があつた場合、派遣先企業が労働者に直接雇用を申し込んだとみなす「みなし雇用制度」の導入も、三年後に延期された。

沖データの調査を申請した派遣社員は「自分の場合には、みなし雇用制度が導入されていれば救われる可能性が高かつた。制度を早く導入し、適用条件も労働者側に柔軟にしてほしい」と求める。さらに「是正指導までの期間を通じ、派遣法がいかに企業側に有利で、違反しても立証が難しく、派遣労働者を守つてくれないかが分かった」と実感を込めた。

（菅原洋）